

令和8年度 小城市上水道水質検査項目及び頻度

(松本浄水場水系)

別表-1

水質基準項目	基準値 (mg/l)	水道法に基づく 検査回数 (回/年)	過去の検査結果により検査頻度を減少できる項目	検査計画	
				給水栓検査実施回数 (回/年)	設定理由
1 一般細菌	100個以下	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目
2 大腸菌	検出されないこと	12		12	
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	減少可	1※1	安全性を確認するために行う(省略可能項目)
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	4	減少可	1※1	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	4	減少可	1※1	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
6 鉛及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	安全性を確認するために行う(省略可能項目)
8 六価クロム及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1※1	
9 亜硝酸態窒素	0.04以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4		4	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	減少可	4	安全性を確認するために行う(省略可能項目)
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	4	減少可	4	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1※1	安全性を確認するために行う(省略可能項目)
14 四塩化炭素	0.002以下	4	減少可	1※1	
15 1,4-ジオキサン	0.05以下	4	減少可	1※1	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
16 シス-1,1-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	減少可	4	
17 ジクロロメタン	0.02以下	4	減少可	1※1	安全性を確認するために行う(省略可能項目)
18 テトラクロロレチレン	0.01以下	4	減少可	1※1	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	4	減少可	1※1	3ヶ月に1回の検査とされている項目
20 ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	4	減少可	4	
21 ベンゼン	0.01以下	4	減少可	1※1	安全性を確認するために行う(省略可能項目)
22 塩素酸	0.6以下	4		4	
23 クロロ酢酸	0.02以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
24 クロロホルム	0.06以下	4		4	
25 ジクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
26 ジブロモクロロメタン	0.1以下	4		4	
27 臭素酸	0.01以下	4	減少可	4	
28 総トリハロメタン	0.1以下	4		4	
29 トリクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
30 ブロモジクロロエタン	0.03以下	4		4	
31 ブロモホルム	0.09以下	4		4	
32 ホルムアルデヒド	0.08以下	4		4	
33 亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	減少可	4	
34 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	減少可	4	
35 鉄及びその化合物	0.3以下	4	減少可	4	性状を確認するために行う(省略可能項目)
36 銅及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1※1	
37 ナトリウム及びその化合物	200以下	4	減少可	1※1	1ヶ月に1回の検査とされている項目
38 マンガン及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1※1	
39 塩化物イオン	200以下	12		12	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	4	減少可	4	
41 蒸発残留物	500以下	4	減少可	4	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回
42 陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	減少可	1※1	
43 ジェオスミン	0.00001以下	発生時1回/月	減少可	発生時1回/月	原因藻類の発生が予想されるため
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	発生時1回/月	減少可	発生時2回/月	
45 非イオン界面活性剤	0.02以下	4	減少可	1※1	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回
46 フェノール類	0.005以下	4	減少可	1※1	
47 有機物(TOC)	3以下	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目
48 pH値	5.8~8.6	12		12	
49 味	異常でないこと	12		12	
50 臭気	異常でないこと	12		12	
51 色度	5度以下	12		12	
52 濁度	2度以下	12		12	

※1 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上に省略できる。

令和8年度 小城市上水道水質検査項目及び頻度

(寒気・内浦浄水場水系)

(清水・焼山・江里山・川内浄水場水系)

別表-1

水質基準項目	基準値 (mg/l)	水道法に基づく 検査回数 (回/年)	過去の検査結果により検査頻度を減少できる項目	検査計画	
				給水栓検査実施回数 (回/年)	設定理由
1 一般細菌	100個以下	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目
2 大腸菌	検出されないこと	12		12	
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	減少可	1※1	安全性を確認するために行う(省略可能項目)
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	4	減少可	1※1	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	4	減少可	1※1	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	
8 六価クロム及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1※1	安全性を確認するために行う(省略可能項目)
9 亜硝酸態窒素	0.04以下	4		4	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	減少可	4	
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	4	減少可	4	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1※1	安全性を確認するために行う(省略可能項目)
14 四塩化炭素	0.002以下	4	減少可	1※1	
15 1, 4-ジオキサン	0.05以下	4	減少可	1※1	
16 シス-1, 1-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	減少可	4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
17 ジクロロメタン	0.02以下	4	減少可	1※1	
18 テトラクロロレチレン	0.01以下	4	減少可	1※1	安全性を確認するために行う(省略可能項目)
19 トリクロロエチレン	0.01以下	4	減少可	1※1	
20 パルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	4	減少可	4	3ヶ月に1回の検査とされている項目
21 ベンゼン	0.01以下	4	減少可	1※1	
22 塩素酸	0.6以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
23 クロロ酢酸	0.02以下	4		4	
24 クロロホルム	0.06以下	4		4	
25 ジクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
26 ジブロモクロロメタン	0.1以下	4		4	
27 臭素酸	0.01以下	4	減少可	4	
28 総トリハロメタン	0.1以下	4		4	
29 トリクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
30 ブロモジクロロエタン	0.03以下	4		4	
31 ブロモホルム	0.09以下	4		4	
32 ホルムアルデヒド	0.08以下	4		4	
33 亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1	
34 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	減少可	1	
35 鉄及びその化合物	0.3以下	4	減少可	1	
36 銅及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1※1	
37 ナトリウム及びその化合物	200以下	4	減少可	1※1	性状を確認するために行う(省略可能項目)
38 マンガン及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1※1	
39 塩化物イオン	200以下	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	4	減少可	4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
41 蒸発残留物	500以下	4	減少可	4	
42 陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	減少可	1※1	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回
43 ジェオスミン	0.0001以下	発生時1回/月	減少可	発生時1回/月	原因藻類の発生が予想されるため
44 2-メチルイソボルネオール※2	0.0001以下	発生時1回/月	減少可	発生時2回/月	
45 非イオン界面活性剤	0.02以下	4	減少可	1※1	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回
46 フェノール類	0.005以下	4	減少可	1※1	
47 有機物(TOC)	3以下	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目
48 pH値	5.8~8.6	12		12	
49 味	異常でないこと	12		12	
50 臭気	異常でないこと	12		12	
51 色度	5度以下	12		12	
52 濁度	2度以下	12		12	

※1 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、3年に1回以上に省略できる。

令和8年度 小城市上水道水質検査項目及び頻度 (原水)

【松本浄水場(深井戸・浅井戸)、内浦浄水場、清水浄水場、焼山浄水場】

別表-2

水質基準項目	基準値 (mg / l)	指針※1に基づく検査回数 (回 / 年)	過去の検査結果により検査頻度を減少できる項目	検査計画	
				水源水 検査実施回数 (回 / 年)	設定理由
【指標菌検査】					
1 大腸菌		4		4	安全性を確認するため
2 嫌気性芽胞菌		4		4	

※1 指針とは、「水道におけるクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原体対策指針」

令和8年度 小城市上水道水質検査項目及び頻度 (原水)

【松本浄水場(荒谷ダム・石体川)、寒気浄水場、江里山浄水場、川内浄水場】

別表-2

水質基準項目	基準値 (mg / l)	指針※1に基づく検査回数 (回 / 年)	過去の検査結果により検査頻度を減少できる項目	検査計画	
				水源水 検査実施回数 (回 / 年)	設定理由
1 クリプトスポリジウム	検出されないこと	1		1	安全性を確認するため
2 ジアルジア	検出されないこと	1		1	
【指標菌検査】					
1 大腸菌		4		4	安全性を確認するため
2 嫌気性芽胞菌		4		4	

※1 指針とは、「水道におけるクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原体対策指針」

令和8年度 小城市上水道水質検査項目及び頻度

(原水)

別表-3

水質基準項目	基準値 (mg/l)	水道法に基づく 検査回数 (回/年)	過去の検査結果に より検査頻度を減 少できる 項目	検査計画	
				給水栓検査実 施回数 (回/年)	設定理由
1 一般細菌	100個以下	1		1	
2 大腸菌	検出されないこと	1		1	
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	1		1	安全性を確認するため
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	1		1	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	1		1	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	1		1	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	1		1	
8 六価クロム及びその化合物	0.05以下	1		1	
9 亜硝酸態窒素	0.04以下	1		1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1		1	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1		1	安全性を確認するため
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	1		1	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	1		1	
14 四塩化炭素	0.002以下	1		1	
15 1, 4-ジオキサン	0.05以下	1		1	
16 シス-1, 1-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	1		1	
17 ジクロロメタン	0.02以下	1		1	
18 テトラクロロレチレン	0.01以下	1		1	
19 トリクロロエチレン	0.03以下	1		1	
20 ベンゼン	0.01以下	1		1	
21 亜鉛及びその化合物	1.0以下	1		1	性状を確認するため
22 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1		1	性状を確認するため
23 鉄及びその化合物	0.3以下	1		1	
24 銅及びその化合物	1.0以下	1		1	
25 ナトリウム及びその化合物	200以下	1		1	
26 マンガン及びその化合物	0.05以下	1		1	
27 塩化物イオン	200以下	1		1	
28 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	1		1	
29 蒸発残留物	500以下	1		1	
30 陰イオン界面活性剤	0.2以下	1		1	原因藻類の発生が予想されるため
31 ジェオスミン	0.0001以下	1		1	
32 2-メチルイソボルネオール	0.0001以下	1		1	
33 非イオン界面活性剤	0.02以下	1		1	
34 フェノール類	0.005以下	1		1	
35 有機物 (TOC)	3以下	1		1	
36 pH値	5.8~8.6	1		1	
37 臭気	異常でないこと	1		1	
38 色度	5度以下	1		1	
39 濁度	2度以下	1		1	

令和8年度 小城市上水道水質検査項目及び頻度

別表-4

水質基準項目	基準値 (mg/l)	水道法に基づく 検査回数 (回/年)	過去の検査結果により検査頻度を減少できる項目	検査計画		
				給水栓 検査実施回数 (回/年)		水源水 検査実施回数 (回/年)
				松本浄水場水系	寒気・内浦・清水・ 江里山・焼山・川内 浄水場水系	
1 一般細菌	100個以下	12		12	12	1
2 大腸菌	検出されないこと	12		12	12	1
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	減少可	1	1	1
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	4	減少可	1	1	1
5 セレン及びその化合物	0.01以下	4	減少可	1	1	1
6 鉛及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	4	1
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	4	1
8 六価クロム及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1	1	1
9 亜硝酸態窒素	0.04以下	4		4	4	1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4		4	4	1
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	減少可	4	4	1
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	4	減少可	4	4	1
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1	1	1
14 四塩化炭素	0.002以下	4	減少可	1	1	1
15 1, 4-ジオキサン	0.05以下	4	減少可	1	1	1
16 シス-1, 1-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	減少可	4	4	1
17 ジクロロメタン	0.02以下	4	減少可	1	1	1
18 テトラクロロレチレン	0.01以下	4	減少可	1	1	1
19 トリクロロエチレン	0.01以下	4	減少可	1	1	1
20 パルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	4	減少可	4	4	1
21 ベンゼン	0.01以下	4	減少可	1	1	-
22 塩素酸	0.6以下	4		4	4	-
23 クロロ酢酸	0.02以下	4		4	4	-
24 クロロホルム	0.06以下	4		4	4	-
25 ジクロロ酢酸	0.03以下	4		4	4	-
26 ジブロモクロロメタン	0.1以下	4		4	4	-
27 臭素酸	0.01以下	4	減少可	1	4	-
28 総トリハロメタン	0.1以下	4		4	4	-
29 トリクロロ酢酸	0.03以下	4		4	4	-
30 ブロモジクロロエタン	0.03以下	4		4	4	-
31 ブロモホルム	0.09以下	4		4	4	-
32 ホルムアルデヒド	0.08以下	4		4	4	-
33 亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	減少可	4	1	1
34 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	減少可	4	1	1
35 鉄及びその化合物	0.3以下	4	減少可	4	1	1
36 銅及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1	1	1
37 ナトリウム及びその化合物	200以下	4	減少可	1	1	1
38 マンガン及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1	1	1
39 塩化物イオン	200以下	12		12	12	1
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	4	減少可	4	4	1
41 蒸発残留物	500以下	4	減少可	4	4	1
42 陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	減少可	1	1	1
43 ジェオスミン	0.00001以下	発生時1回/月	減少可	発生時1回/月		1
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	発生時1回/月	減少可	発生時2回/月		1
45 非イオン界面活性剤	0.02以下	4	減少可	1	1	1
46 フェノール類	0.005以下	4	減少可	1	1	1
47 有機物(TOC)	3以下	12		12	12	1
48 pH値	5.8~8.6	12		12	12	1
49 味	異常でないこと	12		12	12	-
50 臭気	異常でないこと	12		12	12	1
51 色度	5度以下	12		12	12	1
52 濁度	2度以下	12		12	12	1